

会議名	東京都板橋区特別職報酬等審議会
開催日時	令和2年11月19日(木) 午前10時から午前11時00分まで
開催場所	板橋区役所北館11階 第2委員会室
出席者	<p>《委員》</p> <p>天野久会長 内田耕正委員 大森斉貴委員 小林英子委員</p> <p>白井陽子委員(職務代理) 田中良幸委員 早坂亨委員 樋口茂委員</p> <p>《事務局》</p> <p>尾科善彦総務部長(幹事) 篠田聡総務課長(書記) 安井聖津子文書係長</p> <p>《行政委員会事務局及び監査委員事務局並びに区議会事務局》</p> <p>藤田浩二郎事務局次長(教育委員会事務局) 平岩俊二事務局次長(選挙管理委員会事務局)</p> <p>宮津毅事務局次長(農業委員会事務局) 田上明仁総合調整係長(監査委員事務局)</p> <p>森康琢事務局次長(区議会事務局)</p>
会議の公開について(傍聴)	<p>公開(傍聴できる)</p> <p>部分公開(部分傍聴できる)</p> <p>非公開(傍聴できない)</p>
議題等	区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否について
配付資料	<p>東京都板橋区特別職報酬等審議会関係資料</p> <p>諮問書(写)</p> <p>答申書案</p>
所管課	総務部総務課文書係 電話03(3579)2054
審議等の状況	<p>幹事 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、令和2年度特別職報酬等審議会を開会させていただきます。</p> <p>それでは、まず、坂本区長から御挨拶を申し上げます。</p> <p>区長 皆様おはようございます。大変お忙しい中、特別報酬等審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>この審議会につきましては、区長をはじめ、区議会議員、行政委員等の報酬について御審議いただくものであります。</p> <p>本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大が日本経済を後退させ、また、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしております。</p> <p>例年でありますと、参考にしていただいております特別区人事委員会の勧告が遅れている状況でございますので、そういった開催となりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。</p>

さて、本区におきましては、税制改正による減収に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大によります経済の失速に伴う特別区交付金、また、特別区民税等の減収が相まって、大幅な財源不足を視野に入れなければならないと考えています。

また、公共施設の再更新等をはじめとした多額の経費の負担、また、景気の低迷によります扶助費等の増加が見込まれておりまして、区財政は、例年以上に厳しい財政運営になろうと考えています。

このような危機的な状況におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に対処しながら、基本計画の後半5年間を見据えた内容、特に「SDGs」、「デジタルトランスフォーメーション」、「ブランド戦略」、こういった3点の重点戦略を柱に定め、「いたばしNo.1実現プラン2025」の策定に取り組んでいるところです。

引き続き、事務事業の一つひとつにつきまして、効果や効率性、客観的な視点において見極めながら、前例に捉われずに、創意工夫を重ねながら、質の向上に努めていきたいと考えています。

本日、皆様に御審議いただきました結果につきましては、十分に尊重しながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

幹事 ここで、坂本区長から、諮問書を天野会長へお渡しいたします。

区長 東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否について」、貴審議会の御意見を賜りたく、下記内容について諮問を申し上げます。

令和2年11月19日、東京都板橋区長坂本健。

1 区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について。

2 区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について。

以上でございます。

(区長から会長へ諮問書の伝達)

幹事 これから諮問書の写しを皆様にお配りします。

また、申し訳ありませんが、区長は一旦ここで退席をさせていただきます。

区長 よろしくどうぞ。

(区長退席／諮問書の写しの配布)

幹事 それでは、審議会の開催に当たりまして事務局の職員を御紹介させていただきます。

教育委員会事務局次長、藤田浩二郎でございます。

選挙管理委員会事務局長、平岩俊二でございます。

農業委員会事務局長、宮津毅でございます。

監査委員事務局長、岩田雅彦に代わりまして、事務局総合調整係長、田上明仁でございます。

区議会事務局長、太野垣孝範は欠席ということで、同じく区議会事務局次長、森康琢でございます。

書記を務めます、総務課長、篠田聡でございます。

最後に私が幹事を務めます、総務部長の尾科でございます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日は、山内委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、当審議会の開催は、委員の半数以上の出席が必要と条例上規定されております。したがって、運営上の支障はございません。

では、この後の会議の進行は天野会長にお願いいたします。

会 長 当審議会は、社会経済環境が大変厳しく、また、目まぐるしく変化する状況を踏まえつつ、特別職報酬等の額の適否について審議する機能を担っているわけでありませす。

審議会の運営については、資料27ページ、「審議会の会議の運営について」の通り行い、公平、迅速な進行に努めてまいりたいと思っております。各委員におかれましては、審議に御協力をよろしくお願いたします。

なお、会議録については、各委員の名前を伏せて要旨を公開いたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

はじめに書記であります総務課長から、諮問の内容及び資料について説明を願います。

書 記 それでは、ただいまお配りした諮問書を御覧いただければと思います。

諮問の内容としましては大きく2点ございまして、1点目が区長等それから行政委員の報酬月額、もう1つは区長等の期末手当ということでございます。

それでは、資料の方の説明に入らせていただきたいと思いますので、別冊の特別職報酬等審議会資料を御用意いただければと思います。

目次がありまして名簿、それでページとしましては2ページになりますけれども、2ページをお開きいただければと思います。「特別区人事委員会勧告」という題名でございます。こちらの概要について御説明させていただきます。

特別区内のですね1, 107の事業所を調査しまして、出された勧告でございま

す。今年は冒頭でありました通り、月例給の勧告はまだ出されていない状況でございます。令和2年度の勧告のポイントでございますけれども、特別給について、調査の結果、民間が4.60月ということで、現行の4.65から同月に合わせるということで、0.05月引き下げというような勧告が出ております。これによりまして、職員の平均給与額は年間で約2万円の減になるという見込みでございます。

少し飛びまして5ページをお開きいただければと思います。こちらが職員の給料指数の変化でございます。

特別職等の給与につきましては、職員の給与との均衡を図ることがございますので、板橋区では、平成7年を最終改定年度でございますのでこちらを

1,000という指数で表しまして現在の状況というものをお示しさせていただいているところでございます。10月に、国の方の人事院が月例給につきまして勧告を行っております。その内容につきましては、0.04%の引き下げ、額にして164円の引き下げということで、差額がわずかということで改定しないというような勧告がございます。特別区人事委員会も同様であればですね、昨年と同じ指数ということで、その表の一番下にあります令和元年度のところ、給料指数としましては、993.652117ということで、昨年と変わらないという状況になろうかというふうに思っているところでございます。

続いて、おめくりいただいて6ページでございます。報酬等月額推移ということでございます。

先ほど申し上げた通り平成7年度から改定は行われておりません。付則で減額をしている時期がございますけれども、本則で金額が変更されているというところではございません。

次の7ページのA3横の資料でございます。

こちらは、他区との比較ということで、区長から副区長、教育長、代表監査委員、常勤監査委員の状況でございます。23区内での板橋区の位置としましては、概ね中位から下位という状況というところでございます。

次のページ8ページになりますと、こちらは、区議会議員の報酬の23区の比較ということで、こちらも板橋区はどちらかという下位の金額というところが見て取れるかというふうに思っております。

続きまして、期末手当の方に入らせていただきたいと思っております。めくっていただきまして、9ページでございます。

こちらが期末手当の各年度の状況というところで、昨年度は特別職につきまして

は、改定なし。一般職員については、0.15月の引き上げという状況でございました。

続いて10ページでございます。

そちら期末手当の23区の比較の表でございます。板橋区は、23区の中で下位というところが見て取れるかというふうに思います。

続きまして11ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、各行政委員の23区での金額の順位ということになります。こちら板橋区の状況としましては、中位というようなところでございます。こちらにつきましては、平成25年の答申のところですね、23区の平均の額に合わせていくというようなところで、見直しがされておりますので、それに基づいて、大体平均値の前後で分布しているというところでございます。

続きまして、12ページ以降が、行政委員の人数、それから活動内容について記載をさせていただいているところでございます。

13ページ以降は、各行政委員の具体的な活動内容、金額等が記載されてございますので、御確認いただければというふうに思っております。

3ページ程をめくっていただいてA3の17ページになりますが、こちらは、参考として各区の区長をはじめとした退職金の一覧ということになっております。こちら概ね中位ぐらいの金額というふうになっているかと思えます。

それで最後になりますけれども、18ページ以降、板橋区の令和元年度の決算状況でございます。

10月に認定をいただいたところでございますけれども、令和元年度につきましては比較的良好な経済状況ということでございました。

20ページを御覧いただきますと、経済収支比率の推移というものがあるかと思いますが、令和元年度につきましては78.9%ということで、財政構造の弾力性が適正水準に入ったということで、特別区交付金とか、区民税の増ということでゆとりが見られてきましたが、御存じの通りコロナ禍ということで、来年度以降はまた硬直化が進んでいくだろうというふうに見ているところでございます。

21ページのところが基金残高というところになります。

こうした経済状況に対応するために必要となる財政調整基金につきましては、平成30年度に264億円余をピークに、取り崩しが行われまして、令和2年度末、176億円余になる見込みということで、直近の方は減少していく見込みということでございます。

22ページ以降につきましては、本審議会の経緯ということで、平成8年からの状況を記載させていただいておりますので、御確認いただければというふうに思っております。

それでは、3ページにお戻りいただければと。こちらが今回の答申の案ということで作成させていただいたものでございます。

まず1番、給与報酬の月額についてですが、結論から申し上げますと据え置くということとしております。理由としましては、先ほど申し上げました人事院の勧告におきまして、月例給を据え置くというものがございました。それを考えますと特別区人事委員会も同様に扱われるということを見込みますと、昨年度と同じ指数ということでございますので、特段の変化はない。さらに、他区との比較においても先ほどお示した通り、概ね中位から低位ということで、これらを踏まえまして、社会経済状況の動向、国・他自治体との均衡を判断しますと据え置くことが妥当であるだろうというふうにしております。今回につきましては、ただしということで、特別区人事委員会の勧告内容によっては、また区長より諮問があれば再度審議するというような、意見を付しておくのはどうかというふうに思っております。

また、次に、行政委員会の報酬月額については、平成25年度までに各区の平均程度に引き下げを行うということで、改定が行われておりますので、その後の状況、他区の動向を見守っているところでございますが、非常勤行政職員の職責に照らして、積極的に改定する必要性は認められないということから、据え置くのが妥当であるとしております。

続いて、次のページをお開きいただきたいと思います。期末手当でございます。

結論から申し上げますと、特別給を0.05月引き下げまして、現行の3.65月を3.60月にするというものでございます。引き下げは、改正条例の公布日からというものでございます。理由としましては、1つ、平成21年以降、職員の支給月数に比例して改定しているという状況がございます。必ずしも一般職員の月数と連動して行うことではございませんけれども、これらを踏まえながら検討していくものかというふうに思っております。一般職員が、民間の支給実態を踏まえまして、引き下げとなったということもありますので、一般職員の支給月数の引下げ率1.08%に倣って下記の表の通り、削減するということ、結論として出したものでございます。現行、3.65月に1.08%掛けますと、0.03942ということになります。2捨3入によりまして0.05月となりますので、0.05月を引き下げるというふうに結論づけたものでございます。

資料の説明は以上となります。よろしく御審議お願いいたします。

会 長 　ただいま事務局から説明がありました。質問や意見等ございましたら、御発言願います。

御発言ございませんね。

では、まず、区長等特別職の給料月額及び区議会議員の報酬月額については、平成7年5月1日付で改定された以降、現在まで据え置かれています。

今回、人事院は一般職員の月例給について据え置くよう勧告しています。

また、一般職員の給料指数の増減が、僅少である場合は、区長等特別職の給料月額及び区議会議員の報酬月額は改定されていない経緯があります。

さらに、現在、区長等特別職の給料月額及び区議会議員の報酬月額については、他の特別区との比例において、概ね中位から低位に位置しています。

また、非常勤行政委員の報酬月額については、他区との均衡を保ちつつ、平成25年4月1日に改定したところであり、他区との動向を注視しておりますが、特段の変化は見られません。

以上、このことから区長等特別職の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額については、据え置くのが妥当だと思われます。

なお、一般職員の月例給に関する特別区人事委員会の勧告内容により、区の方から、区長等特別職の給料月額及び区議会議員の報酬月額について改めて諮問があれば、それに応じ、再度審議するのが適切であると思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

会 長 　続きまして、特別職等の期末手当については、平成21年以降、一般職員の特別給の増減率に比例し、期末手当の改定を行ってきております。

本年度においても、一般職員の引下げ率1.08%に倣い、支給月数を0.05月引き下げることが妥当であると思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

会 長 　では、さよう決定いたします。

それではこの後、審議結果に基づき、事務局において答申案の準備をいたします。

答申案準備の間、休憩とさせていただきます。

準備ができ次第、審議会を再開しますので、よろしく願います。

(暫時休憩／答申案配付)

会 長 　それでは、審議会を再開いたします。

答申案について職務代理から説明願います。

職務代理 それでは、これより、答申案について御説明します。

答申案の2ページ目、下から4行目を御覧ください。

区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、57万区民の十分な理解と納得が得られるものでなければならない。

これらをはじめ、社会経済情勢の動向や特別区人事委員会勧告の内容、国及び他自治体との均衡などを総合的に判断した結果、当審議会では、次の結論に達した。

(1) 区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について。

区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員の報酬月額は、平成7年5月1日に改定され、現在まで据え置かれている。

そして、今回、人事院は令和2年10月28日に国家公務員給与と民間給与との比較の結果を踏まえ、月例給を据え置くよう勧告している。

特別区人事委員会の月例給に対する勧告が人事院に倣い据え置きだと仮定すると、一般職員の給料指数は、現在の区長等の給料月額等が定められた平成7年度を1,000としたとき、約993.65となる。

また、区長等の給料月額等は、一般職員の月例給の動向も考慮されるが、引き下げ又は引き上げの勧告があった場合でも、一般職員の給料指数の増減が僅少である場合等は、区長等の給料月額等は改定されていない経緯がある。

さらに、現在の区長等の給料月額等は、他の特別区との比較において概ね中位から低位に位置している。

以上のことから、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員の報酬月額について、社会経済情勢の動向や国及び他自治体との均衡などを総合的に判断した結果、据え置くことが妥当である。

ただし、一般職員の月例給に関する特別区人事委員会の勧告内容により、平成7年度の一般職員の給料指数との比較等において、区長等の給料月額等の改定を検討する必要が生じた場合は、当審議会に諮問していただければ、再度、審議させていただく。

また、非常勤行政委員の報酬月額については、生活給としてではなく、勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有し、区長等の給料月額等の性格とは異なる。そのため、区長等の給料月額とは異なる考え方で、額の適否について審議した。

行政委員の報酬月額については、平成23年の当審議会において、特別区の平均額

を上回るものについては、平成25年度までに各区の平均程度に額の引下げを行うよう提言を行い、平成25年4月に改定したところである。

その後も社会経済情勢や他区の動向を見守っているところであるが、非常勤行政委員の職責に照らし、積極的に改定する必要は認められないことから、据え置くことが妥当である。

(2) 区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について。

区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当は、平成21年4月以降、一般職員の期末手当と勤勉手当の支給月数の増減率に比例し、改定を行ってきた。

区長等の期末手当の改定は、必ずしも一般職員の支給月額と連動して行うものではないが、民間の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生活費及びその他経済情勢等を踏まえる必要があり、これらを反映した特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の動向は、区長等の期末手当の審議に重要な要素となる。

今回、特別区人事委員会は、一般職員の特別給の年間支給月数について0.05月引き下げ、期末手当から差し引くよう勧告した。

したがって、民間実態等の現状を踏まえて行われた一般職員の年間支給月数の引下げ率に倣い、区長等の期末手当についても、年間支給月数を0.05月引き下げ、3.65月から3.60月とすることが妥当である。

また、改定の実施時期については、一般職員と同様、改正条例の公布の日からとすることが妥当である。以上です。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの答申案について御異議のある方いらっしゃいますか。

(異議なしの声あり)

会 長 それでは、原案の通り答申することといたします。

幹 事 それでは、区長をお呼びいたしますので、このままでお待ちください。

(区長入室)

幹 事 それでは、天野会長から答申書を坂本区長へお渡し願います。

(会長から区長へ答申書の伝達)

区 長 どうもありがとうございました。

幹 事 ありがとうございます。これをもちまして本日の審議会は閉会とさせていただきます。お忙しいところどうもありがとうございました。

(審議会終了)